

# 安全データシート

作成日 2018年11月8日  
改定日 2019年7月30日

## 1 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	銅ペースト WA-001A
会社名	ワタナベ工業
住所	静岡県浜松市西区西山町1511-25
担当部門	技術部
電話番号	053-485-5217
FAX番号	053-485-5217

## 2 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	分類できない
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	皮膚感作性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分3

※上記で記載の無い項は、分類対象外または区分外または分類できない。

### ラベル要素

絵表示又はシンボル



### 注意喚起語

危険有害性情報

- 警告
- 皮膚刺激
- 強い眼刺激
- アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- 水生生物に毒性
- 長期的影響により水生生物に有害

### 注意書き

【安全対策】

- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 取扱後はよく洗うこと。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 環境への放出を避けること。

【緊急措置】

- 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。

【廃棄】

- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
化学品名	ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂の混合物
化審法番号	(7)-1283 他
CAS番号	25068-38-6 他

## 危険物有害成分

化学名又は一般名	含有量(%)	化審法番号	CAS番号	PRTR法(No.)	安衛法 通知物質
・ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂	15	(7)-1283	25068-38-6	非該当	—

※上記記載の含有量は代表値ですので、規格を保証するものではありません。

## 4 応急措置

吸入した場合	・空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合	・多量の水と石鹸で洗うこと。 ・皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。 ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
目に入った場合	・水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
飲み込んだ場合	・気分が悪い時は医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護	・保護手袋や保護眼鏡などの保護具を着用し、衣類や手につかないように注意を払うこと。

## 5 火災時の処置

消火剤	・小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂 ・大火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤、散水
使ってはならない消火剤	・棒状注水
特有の有害性情報	・火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。 ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	・危険でなければ火災区域から容器を移動する。 ・移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 ・火災時、温度上昇により爆発するおそれがあるので、消火活動は、有効に行える十分な距離をとる。
消火を行う者の保護	・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6 漏出時の処置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 ・関係者以外の立入りを禁止する。 ・作業者は適切な保護具(「ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 ・風上に留まる。
環境に対する注意事項 回収、中和	・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 ・乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って容器に移す。 ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
封じ込め及び浄化の方法・機材 二次災害の防止策	・危険でなければ漏れを止める。 ・すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

## 7 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い	
【技術的対策】	・「ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
【局所排気・全体排気】	・「ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行なう。
【安全取扱い注意事項】	・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 ・取扱後はよく洗うこと。 ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 ・環境への放出を避けること。
【接触回避】	・「安定性及び反応性」を参照。
保管	
【技術的対策】	・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
【混触禁止物質】	・「安定性及び反応性」を参照。
【保管条件】	・消防法に定められた保管を行うこと。 ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。— 禁煙。
【容器梱包材料】	・密閉式の破損しないものに入れる。 ・消防法で規定されている容器を使用する。

## 8 暴露防止及び保護措置

管理濃度	・未設定
許容濃度	・未設定
日本産衛学会	・未設定
ACGIH(TLV-TWA)	・未設定
保護具	
呼吸器の保護具	・防塵マスク又は有機ガス用防毒マスク。
手の保護具	・ゴム製保護手袋又はポリエチレン製等の使い捨てタイプの手袋。
目の保護具	・側板付き普通眼鏡型、ゴーグル
皮膚及び身体の保護具	・長袖の衣服を着用し、必要に応じ長靴、耐油性の合成樹脂又は、ゴム製の前掛、腕カバー等を用いる。
衛生対策	・特になし

## 9 物理的及び化学的性質

外観	・茶色液状
臭い	・ほぼ無臭
pH	・データなし
融点・凝固点	・データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	・データなし
引火点	・ >200 °C (クリーブランド開放式)
爆発範囲	・データなし
蒸気圧	・データなし
蒸気密度	・データなし
比重	・ 4.01 ((25°C))
溶解度	・データなし
オクタノール／水分配係数	・データなし
自然発火温度	・データなし
分解温度	・データなし
粘度	・ペースト状 ~

## 10 安定性及び反応性

安定性	・通常の取り扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性	・活性なエポキシ基を有し、高温下で自己重合したり、活性水素化合物と容易に反応する。
避けるべき条件	・高温加熱、混触危険物質との接触、火源。
混触危険物質	・強酸化剤、強ルイス酸、強無機酸、強無機塩基、有機塩基(特に1、2級の脂肪族アミン)
危険有害な分解生成物	・データなし

## 11 有害性情報

急性毒性(経口)	・データなし
急性毒性(経皮)	・データなし
急性毒性(吸入)	・データなし
皮膚腐食性／刺激性	・皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	・強い眼刺激
呼吸器感作性	・データなし
皮膚感作性	・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
生殖細胞変異原性	・データなし
発がん性	・データなし
生殖毒性	・データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	・データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	・データなし
吸引性呼吸器有害性	・データなし

## 12 環境影響情報

水生環境急性有害性	・水生生物に毒性
水生環境慢性有害性	・長期的影響により水生生物に有害
オゾン層への有害性	・モントリオール議定書の附属書に列記された規制物質を0.1%以上の濃度で含まない。

## 13 廃棄上の注意

残余廃棄物	・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 ・廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。
汚染容器及び包装	・空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

## 14 輸送上の注意

### 国際規制

- ・海上規制はIMDG(国際海上危険物規則)の規定に従う。
- ・航空規制はIATA(国際航空運送協会危険物規則)の規定に従う。

### 国連分類

- ・非該当

### 国連番号

- ・非該当

### 品名(国連輸送名)

- ・-

### 容器等級

- ・-

### 国内規制

- ・「適用法令」を遵守すること。

### 特別の安全対策

- ・危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
- ・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
- ・危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
- ・輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
- ・食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

## 15 適用法令

### 消防法

- ・非危険物 指定可燃物(可燃性液体類)

### 労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5 労働基準局長通達)

- ・ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂

### 化審法

優先評価化学物質

- ・[ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂]

### 労働基準法

疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)

- ・[ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂]

### 海洋汚染防止法

- ・ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂(X類物質)

## 16 その他

### 参考文献

- 1) 三省告示(厚生労働省、経済産業省、環境省GHS関係省庁連絡会議:NITE HP)
- 2) 日化協「緊急時応急措置指針、容器イエローカード(ラベル方式)」
- 3) 他社SDS

※ 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保障をなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を前提としたものであり、特殊な取り扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施して下さい。